

平成21年度国民健康保険税(普通徴収) 納税通知書を送付します

～国民健康保険税は皆さんの医療費に充てるための貴重な財源です～

1 納税義務者について

国民健康保険税は、被保険者（加入者）一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

また、世帯主本人が職場の健康保険（社会保険）などに加入している場合でも、世帯に1人でも国民健康保険の被保険者がいれば、国民健康保険税の納税義務は世帯主にあります。

2 税率について

国民健康保険税は、加入者の前年の所得等により算定されます。

税率は次のとおりです。（昨年度からの変更はありません。）

○ 国民健康保険税の税率

	項目		税率	税額	限度額
医療保険分	所得割	課税対象所得（円）×	6.45%	円	47万円
	資産割	固定資産税額（円）×	38%	円	
	均等割	1人当たり（人）×	12,800円	円	
	平等割	1世帯当たり	19,800円	19,800円	
後期高齢者 支援金分	所得割	課税対象所得（円）×	2%	円	12万円
	均等割	1人当たり（人）×	6,400円	円	
介護保険分	所得割	課税対象所得（円）×	1.2%	円	9万円
	均等割	1人当たり（人）×	12,000円	円	
国民健康保険税額（上記金額の合計）				円	68万円

3 納期について

町では、平成21年度分（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の国民健康保険税（普通徴収）を下記のとおり8回に分け、納付していただきます。

平成21年度の普通徴収納期限

第1期	平成21年7月31日(金)	第5期	平成21年11月30日(月)
第2期	8月31日(月)	第6期	12月25日(金)
第3期	9月30日(水)	第7期	平成22年2月1日(月)
第4期	11月2日(月)	第8期	3月1日(月)

※国民健康保険税の納付は便利な口座振替をご利用ください

○ 国民健康保険被保険者証の 更新時期です

現在、ご使用いただいている国民健康保険被保険者証は、7月31日(金)で使用できなくなりますので、新しい被保険者証を世帯主あてに送付します。ただし、保険税に滞納があり、納税相談が必要な方には、事前に更新のお知らせを送付しますので、期間内にご来庁ください。（保険税の納付状況によって、短期被保険者証又は資格証明書を交付する場合があります。）

また、従来、70歳以上の方に交付していましたが高齢受給者証(緑色の証書)は、被保険者証と兼ねることとしましたので、病院等の窓口へは被保険者証兼高齢受給者証を提示してください。